

### 1. 政策及び目標等

<b>政 策</b>	公認会計士監査の充実・強化
<b>達成すべき目標</b>	厳正な会計監査の確保を図ること
<b>目標設定の考え方及びその根拠</b>	公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。
<b>測定指標</b>	監査関連制度の整備・運用状況

### 2. 17年度重点施策等

<b>17年度 重点施策</b>	<p>監査基準等の整備</p> <p>公認会計士・監査審査会による日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューのモニタリング及び金融庁による公認会計士等に対する適切な監督</p> <p>新制度による公認会計士試験の実施に向けた準備等</p>
<b>参考指標</b>	<p>監査基準等の整備状況</p> <p>公認会計士・監査審査会の開催状況（開催実績）、公認会計士・監査審査会による品質管理レビューのモニタリング実施状況（報告受理件数、審査件数、立入検査件数、勧告件数）、公認会計士等に対する懲戒処分状況等（処分）</p> <p>公認会計士・監査審査会の開催状況（開催実績）、新制度による公認会計士試験の実施等に向けた準備状況、公認会計士試験システムの整備状況</p>

### 3. 政策の内容

我が国の金融システムは、有効な価格メカニズムの下でリスクが適切に管理・配分される市場機能を中核としたものとなっていく必要があり、これを実現するためには、市場への信認が確固としたものとなる必要があります。

これに関連して、証券市場がその市場機能を有効に発揮するための基礎となるディスクロージャーの適正性を確保するためには、財務諸表等の信頼性を担保するための制度としての公認会計士監査を一層充実させ、厳正な監査を実施することが必要です。また、資本市場の国際的な一体化の進展等を背景として、企業のディスクロージャーに対する国際的な信頼を高め、ひいては我が国企業の国内外における円滑な資金調達等を図る観点からも、その国際的な信頼の向上を図り、公認会計士監査を充実・強化する必要があります。

このため、金融庁としては、公認会計士等に対して適切な監督を行うこと、公認会計士・監査審査会において、品質管理レビューのモニタリングの実施を行うこと、公

認会計士試験の実施及び新制度の実施に向けた準備を行っていくこととしています。

#### **4．平成 17 事務年度における事務運営についての評価**

公認会計士・監査審査会では、国際的な動向を踏まえた監査基準等の改訂や監査を実施する監査法人内部の品質管理に関わる新たな基準(「監査に関する品質管理基準」)の設定を行ったところであり、これらは、厳正な会計監査の確保に資するものであると考えています。

日本公認会計士協会が行う品質管理レビューの審査及び監査事務所に対する公認会計士・監査審査会の検査の実施は、我が国の監査の質の向上に資するものであると考えています。また、公認会計士・監査審査会が、4大監査法人の監査の品質管理に関する実態について取りまとめ、「4大監査法人の監査の品質管理について」として公表し、さらに、4大監査法人において、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であると認められたこと等から、公認会計士・監査審査会が、金融庁長官に対して、業務改善の指示をするよう勧告したことは、監査の質の向上、資本市場の信頼性の向上を図るものであると考えています。

金融庁の要請を踏まえ、日本公認会計士協会がローテーションに関する自主規制ルールを導入したことは、監査人の独立性の強化を通じた監査の質の向上に寄与するものと考えています。

公認会計士・監査審査会が、公認会計士試験に係る科目免除の基準を策定したことは、免除認定の透明性の向上に資するものであり、新公認会計士試験システムを開発し、一部を稼働させたことは試験の実施に係る事務の効率化に寄与するものであると考えています。

#### **5．今後の課題**

金融庁においては、18年6月に成立した金融商品取引法において制度化された四半期開示制度における四半期財務諸表の監査証明に係る基準の整備を行う必要があります。

また、厳正な会計監査を通じ、会計監査に対する信頼性を確保していく観点から、問題事例には、引き続き厳正な処分を行うなど適切な監督に努めるとともに、監査法人制度等のあり方について総合的な検討を行う必要があると考えています。後者の点については、18年4月に金融審議会公認会計士制度部会を再開したところであり、今後更に検討を深めていくこととしています。

以上を踏まえて、19年度においては、公認会計士等の監督体制の強化等のための予算・機構定員要求を行う必要があります。

公認会計士・監査審査会においては、これまでの検査等で不十分と認められた確認(監査基準委員会報告書第19号)の遵守状況、会計上の見積り及び監査業務の審査態勢について重点的に検証する必要があります。さらに、17年2月に協会に対して改善

を要請した品質管理レビューに係る提言から1年余りが経過していることから、その改善状況を検証する必要があります。

また、公認会計士・監査審査会では、4大監査法人における監査の品質管理のための組織的な業務運営に係る改善状況についてフォローアップを行う必要があります。さらに、国際的な動向や昨今の会計監査を巡る状況を踏まえ、規模による特性等に留意しつつ、必要に応じた中規模監査法人への検査の実施を検討する必要があります。

以上を踏まえて、19年度においては、監査法人等に対する検査等の体制強化を図るため、予算・機構定員要求を行う必要があります。

公認会計士試験については、試験結果を分析し管理する機能等、新試験制度に対応した公認会計士試験システムをさらに開発する必要があります。

## **6. 当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。